

茅ヶ崎市環境部環境政策課所管に係る補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、茅ヶ崎市環境部環境政策課が所管する補助金の交付について、茅ヶ崎市補助金等の交付に関する規則（平成4年茅ヶ崎市規則第26号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の種類等)

第2条 補助金の種類、補助金交付の目的、補助対象者、補助対象事業及び補助金額は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が公益上必要があると認めるときは、別に市長が定めるところにより補助することができる。

(補助金の交付の申請)

第3条 規則第4条第1項に規定する交付申請書の様式及び提出期限並びに交付申請書に添付を要する書類は、別表に定めるとおりとする。

2 規則第4条の規定により補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額がある場合には、これを減額して申請をしなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付条件)

第4条 規則第6条に規定する交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業等の内容又は補助事業等の経費の配分の変更をしようとする場合は、速やかに市長の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業等が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 規則及びこの要綱の定めに従うこと。
- (5) その他別表に掲げる条件

(変更等の承認)

第5条 前条第1号及び第2号の規定に基づく市長の承認を受けようとする場合は、補助事業変更・中止・廃止承認申請書（第2号様式）に変更の内容及び理由又は中止若しくは廃止の理由を記載した書類を添付して市長に提出しなければならない。

（決定通知書）

第6条 規則第7条の規定による補助金交付決定通知書の様式は、別表に定めるとおりとする。

（申請の取下げのできる期間）

第7条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から10日を経過する日までとする。

（交付決定取消通知等）

第8条 規則第9条第3項又は第14条第2項の規定による補助金交付決定の全部若しくは一部の取消し又は決定内容若しくはこれに付した条件の変更は、補助金交付決定（一部）取消・変更通知書（第4号様式）によるものとする。

（補助金の交付の時期）

第9条 補助金の交付の時期は、別表に定めるとおりとする。

（実績報告等）

第10条 規則第12条の規定による実績報告書の様式、同報告書に添付を要する書類及び提出期限は、別表に定めるとおりとする。

2 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額がある場合には、実績報告書を提出するに当たって、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、その金額を消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第6号様式）により速やかに市長に報告するとともに、これを返還しなければならない。

（財産処分の制限）

第11条 規則第16条ただし書の規定により市長が定める期間並びに同条第2号及び第3号の規定により、市長が定める財産の種類は、別表のとおりとする。

（書類の整備等）

第12条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保存しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(届出事項)

第13条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 住所若しくは所在地又は氏名若しくは名称を変更したとき。

(2) 代表者を変更したとき。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度に係る補助金から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成22年11月16日から施行する。

2 改正後の別表の規定は、この要綱の施行の日以後にされた申請に係る補助金から適用し、同日前にされた申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、改正後の別表の1の表及び2の表の規定は、平成23年度に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、改正後の別表の規定は、平成24年度に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、改正後の別表の規定は、平成25年度に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、改正後の別表の規定は、平成26年度に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月30日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、平成28年度に係る補助金から適用し、平成27年度以前の補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、平成29年度に係る補助金から適用し、平成28年度以前の補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、平成31年度に係る補助金から適用し、平成30年度以前の補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年10月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金から適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金から適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金から適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

別表（第2条～第4条、第6条、第9条～第11条関係）

太陽光発電設備普及啓発事業費補助金

補助金交付の目的	太陽光を電気に変換する設備（以下「太陽光発電設備」という。）の設置又は修繕に要する費用の一部を補助することにより、太陽光発電設備の普及の促進を図る。
補助対象者	茅ヶ崎市自治基本条例（平成21年茅ヶ崎市条例第35号）第3条第1号エに規定する団体であって、次のいずれにも該当するもの (1) 定款、規約、会則その他これらに準ずるものが整備されていること。 (2) 市税を滞納していないこと。 (3) 構成員に茅ヶ崎市暴力団排除条例（平成23年茅ヶ崎市条例第5号）第2条第4号に規定する暴力団員等を含まないこと。 (4) 茅ヶ崎市暴力団排除条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等でないこと。
補助対象事業	1 茅ヶ崎市内に存する多数の者が利用する施設（市が設置し、又は運営する施設を除く。）で、利用に供する床面積が150m ² 以上の施設（以下「対象施設」という。）に次のいずれにも該当する太陽光発電設備（以下「対象設備」という。）を設置し、これを用いてする見学会、講演会、学習会その他これに類する活動（以下「普及啓発活動」という。）の実施、及び、対象設備の設置に伴い発生した電力や省エネルギー効果の実績の継続的な公表 (1) 低圧配電線に逆潮流ありで連系したもの (2) 対象施設に連系され、発電される電力が主として対象施設において使用されるもの (3) 未使用のもの (4) 自動的に起動し、及び停止する機能を備えているもの (5) 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計（その値に小数点以下2位未満の端数があるときは、これを切り捨てた値）が10キロワット未満であるもの 2 1で設置した対象設備のうち、設置から20年を経過していないものについて、不具合が生じた場合の修繕 3 市の目的外使用の許可を受けて設置した対象設備について、不具合が生じた場合の修繕
補助金額	1 対象設備を設置する場合にあつては、付表に掲げる補助対象経費（事務経費にあつては、工事費及び備品購入費の合計額に100分の5を乗じて得た額を上限とする。）の合計額（国又は県その他の地方公共団体から補助金等の交付を受けている場合は、当該補助金等の額を控除した額）に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額） 2 対象設備を修繕する場合にあつては、付表に掲げる補助対象経費（工事費及び備品購入費）の合計額

交付申請書	様式	第1号様式
	提出期限	1月31日（補助対象事業の項2及び3に掲げる事業であって、軽微なものにあつては、2月13日）
	添付書類	<p>1 対象設備を設置する場合にあつては、次に掲げる書類</p> <p>2 対象設備を修繕する場合にあつては、次に掲げる書類のうち(7)、(8)及び(9)を除いた書類</p> <p>(1) 申請者の定款又はこれに類する規約等</p> <p>(2) 対象施設の位置図</p> <p>(3) 対象設備を設置しようとする場所の写真</p> <p>(4) 事業計画書</p> <p>(5) 太陽電池モジュールの型式、公称最大出力（産業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づく日本産業規格又は国際電気標準会議が定めた規格に規定する公称最大出力をいう。以下同じ。）及び使用枚数並びにパワーコンディショナーの定格出力が確認できる書類の写し</p> <p>(6) 見積書の写し</p> <p>(7) 対象施設に係る登記事項証明書、対象施設の固定資産税に係る公課証明書その他対象施設の所有者が確認できる書類の写し</p> <p>(8) 対象施設を所有し、管理し、又は占有している者（以下「施設所有者等」という。）が申請者と異なる場合は、対象設備の設置承諾書</p> <p>(9) 国、県その他の地方公共団体から交付される補助金等を受ける場合は、申請書の写し</p> <p>(10) その他市長が必要と認める書類</p>
交付条件	<p>1 対象施設に対象設備の発電量の表示モニター及び茅ヶ崎市太陽光発電設備普及啓発基金を活用した事業である旨を記載した表示板を設置すること。</p> <p>2 補助事業者と施設所有者等が異なる場合は、対象設備を用いて発電される電気の受給、対象設備の維持管理その他必要な事項について、施設所有者等との間であらかじめ定めておくこと。</p> <p>3 補助金の交付の決定後に補助事業に着手すること。</p> <p>4 善良な管理者の注意をもって対象設備を管理すること。</p> <p>5 市長が補助事業の遂行の状況に係る資料の提出又は調査を求めたときは、これに協力すること。</p>	
補助金等交付決定 通知書様式	第3号様式	
交付の時期	実績報告書提出後30日以内	
実績報告	様式	第5号様式
	提出期限	補助事業終了後30日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

告 書	添付書類	<p>1 対象設備を設置する場合にあつては、次に掲げる書類</p> <p>2 対象設備を修繕する場合にあつては、次に掲げる書類のうち(1)、(5)及び(8)とする。ただし、(1)については、修繕請負契約書の写しをもって代えることができるものとする。</p> <p>(1) 工事請負契約書の写し</p> <p>(2) 補助事業に要した経費の領収証その他当該支出を証する書類の写し</p> <p>(3) 電力会社との電気需給契約書の写し</p> <p>(4) 太陽電池モジュールの出力対比表</p> <p>(5) 対象設備の設置の状況及び普及啓発活動の実施が確認できる写真又は書類</p> <p>(6) 補助事業者と施設所有者等が異なる場合は、対象設備を用いて発電される電気の受給、対象設備の維持管理その他必要な事項を定めた書類</p> <p>(7) 国若しくは県その他の地方公共団体から交付される補助金等を受けた場合は、その交付決定通知書の写し</p> <p>(8) その他市長が必要と認める書類</p>
	財産処分の制限	<p>財産の種類 太陽光発電設備</p> <p>期間 10年</p>

付表

補助対象経費の区分	補助対象経費の内容
工 事 費	対象設備の設置及び修繕に必要な工事に要する経費
備 品 購 入 費	太陽電池モジュール、架台、接続箱、直流側開閉器、インバータ・保護装置、発生電力計、余剰電力販売用電力量計、配線・配線器具その他対象設備の機器並びに対象設備の発電量の表示モニター及び茅ヶ崎市太陽光発電設備普及啓発基金を活用した事業である旨を記載した表示板の購入に要する経費
事 務 経 費	普及啓発活動に係る講師謝礼、チラシ作成費用その他普及啓発活動の実施に要する経費

補助金交付申請書

年 月 日

（あて先）茅ヶ崎市長

住所
申請者 氏名
電話 ()

年度 補助金を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 補助事業の目的及び内容

目的

内容

2 補助事業の着手及び完了の予定期日

年 月 日から 年 月 日まで

3 交付申請額 円

4 交付申請額の算出方法

5 補助金事業費の経費の配分及び経費の使用方法

第2号様式（第5条関係）

補助事業変更・中止・廃止承認申請書

年 月 日

（あて先）茅ヶ崎市長

住所
申請者 氏名
電話 ()

年 月 日付け 茅環政第 号で交付決定を受けました 補助金
に係る補助事業を次のとおり変更・中止・廃止したいので承認を受けたく、関係書類を添えて申請しま
す。

1 変更・中止・廃止の内容

事業内容		
	(変更・中止・廃止) 前	(変更・中止・廃止) 後

2 変更・中止・廃止の理由

--

補助金交付決定通知書

茅環政第 号
年 月 日

住所
氏名 様

茅ヶ崎市長 印

年 月 日付けで申請のありました 事業の補助金については、次の
とおり交付することに決定しましたので通知します。

1 補助金額 円

2 補助の条件

- (1) この補助金の対象となる事業は、年 月 日付け補助金交付申請書記載のとおりとします。
- (2) 補助事業の内容又は補助事業の経費の配分を変更しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けなければなりません。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けなければなりません。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければなりません。
- (5) 規則及び茅ヶ崎市環境部環境政策課所管に係る補助金交付要綱の定めに従ってください。
- (6) この補助金を他の用途に使用し、又は補助条件若しくは市長の指示若しくは命令に違反したときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

3 この補助金の交付の決定の内容又は交付の条件に不服があるときは、この通知を受理した日から10日を経過する日までの間申請を取り下げることができます。

4 この補助金に係る実績報告は、実績報告書に次に掲げる書類を添えて、補助対象事業終了後30日又は3月31日のいずれか早い日までに市長に提出してください。

- (1) 収支決算書
- (2) その他市長が必要と認める書類

5 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から5年間整備保存しなければなりません。

6 次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を市長に届け出なければなりません。

- (1) 住所若しくは所在地又は氏名若しくは名称を変更したとき。
- (2) 代表者を変更したとき。

(事務担当 環境部環境政策課)

第4号様式（第8条関係）

補助金交付決定（一部）取消・変更通知書	
年 月 日	
住所 氏名	様
茅ヶ崎市長 印	
年 月 日付け 茅環政第 号で交付決定をしました 事業の補助金に係る交付決定の内容を次のとおり（一部）取消・変更決定しましたので通知します。	
事業内容	
（取消・変更）前	（取消・変更）後

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、茅ヶ崎市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、茅ヶ崎市を被告として（訴訟において茅ヶ崎市を代表する者は茅ヶ崎市長となります。）横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、茅ヶ崎市を被告として（訴訟において茅ヶ崎市を代表する者は茅ヶ崎市長となります。）横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

実績報告書

年 月 日

（あて先）茅ヶ崎市長

住所

氏名

電話番号 ()

年 月 日付け 茅環政第 号で交付決定を受けました
事業の補助金に係る補助事業の実績を次のとおり報告します。

1 事業実績

2 収支実績

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日

(宛先) 茅ヶ崎市長

住所
報告者 氏名
電話番号 ()

年 月 日付け 茅環政第 号で交付決定を受けました
事業の補助金に係る補助事業の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、次のとおり報告します。

- 1 補助金の額の確定額 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 円

3 添付書類

- (1) 積算の内訳が分かる書類
(2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
(3) 課税売上割合、控除対象仕入税額等の計算表（写し）